

## 福井市体育施設壁面広告設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「体育施設壁面」に設置する広告の取扱いについて、福井市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の内容等)

第2条 募集する広告の内容、規格、広告設置料その他必要な事項については、別に定める内容とする。

### (広告の募集方法)

第3条 体育施設壁面の広告募集については、市のホームページへの掲載により行うものとする。

### (広告設置の申請)

第4条 体育施設壁面に広告の設置を希望する者は、福井市体育施設壁面広告設置申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市に提出するものとする。

### (広告設置の審査)

第5条 市は、前条の申請を受けた場合は、申請書の内容について実施要綱に基づき、審査を行う。

2 市は、提出された広告原稿の内容が実施要綱に反すると判断した場合には、申請者に対し修正を求めることができる。

3 市は、提出された広告原稿の内容が不相当と判断した場合には、広告の設置を認めない。

### (広告設置の決定)

第6条 市は、広告設置の可否について、福井市体育施設壁面広告設置承認通知書（以下「承認通知書」という。）（様式第2号）により通知するものとする。

### (広告内容等の変更)

第7条 広告設置の契約を締結した者（以下「広告主」という。）は、前条の承認通知書受理後及び広告設置期間中に設置内容の変更が必要と判断した場合、直ちに市と協議するものとする。

2 前項の変更による損害が発生した場合は、その原因者が賠償しなければならない。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、設置した広告により市または第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告設置の取消し)

第9条 市は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに広告の設置の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告設置事業を廃止するとき。
- (2) 広告主が実施要綱第7条に該当することとなったとき。
- (3) 広告主の都合により広告設置を取りやめるとき。

2 市は、前項の規定により広告設置の決定を取り消す場合には、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項第1号による取消にかかる費用は、福井市の負担とする。

4 第1項第2号及び第3号による取消にかかる経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、申請者または広告主と別に協議を行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。